

令和8年（ネ）第920号 オンライン記事掲載差止等請求控訴事件

一 審 原 告 部落解放同盟埼玉県連合会 外1名

一 審 被 告 宮 部 龍 彦

証 拠 説 明 書

東京高等裁判所第15民事部B乙係 御中

令和8年5月29日

一 審 被 告 宮 部 龍 彦

乙号証	標目	原本 写	作成年月日	作成者	立証趣旨
乙32	行政情報部分 公開決定通知書（令和8年3月31日）	写し	令和8年3月31日	熊谷市長	一審被告が、熊谷市同和対策事業振興補助金に係る実績報告及び補助金申請関係文書について、熊谷市情報公開条例に基づき行政情報の一部公開決定を受けたこと。乙33及び乙34が、同情報公開手続により取得された行政文書であること。
乙33	令和5年度熊谷市同和対策振興補助事業実績報告書（抜粋）	写し（抜粋）	令和6年4月26日	部落解放同盟熊谷市協議会	部落解放同盟熊谷市協議会が令和5年度に熊谷市から同和対策振興補助金7,531,000円の交付を受けたこと。本件原審の提訴及び「支援する会」結成集会について、補助事業実績報告上、20名の参加及び日当40,000円が行動費として計上されていること。原審期日等への参加が関係団体の活動として扱われていたこと。

乙号証	標目	原本 写	作成年月日	作成者	立証趣旨
乙34	令和6年度熊谷市同和対策振興補助事業実績報告書（抜粋）	写し （抜粋）	令和7年4月28日	部落解放同盟熊谷市協議会	部落解放同盟熊谷市協議会が令和6年度に熊谷市から同和対策振興補助金6,777,000円の交付を受けたこと。本件原審の第1回、第2回及び第3回口頭弁論期日等について、補助事業実績報告上、参加者数、日当及び「『部落探訪』削除裁判支援する会」参加案内文発送費が計上されていること。原審期日等への参加が関係団体の活動として扱われていたこと。

以上